

マンションの管理の適正化に関する指針に関する検討会 設置要綱

31 住マ第 171 号
令和元年 7 月 4 日

(設置)

第 1 条 東京において分譲マンションは、都民の主要な居住形態として広く普及しており、都市や地域社会を構成する重要な要素ともなっている。その一方で、建物の老朽化と居住者の高齢化等が進行しており、今後、管理組合の機能低下等によって管理不全に陥る可能性が指摘されている。

マンションの管理不全を予防し、適正な管理の促進とともに、その社会的機能を向上させることにより、良質なマンションストックの形成などを図り、都民生活の安定向上及び市街地環境の向上に寄与するため、東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例（平成 31 年東京都条例第 30 号）（以下「条例」という。）第 4 条に定めるマンションの管理の適正化に関する指針の作成に当たり、マンションの管理の適正化に関する指針に関する検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 検討会は、条例第 4 条に定めるマンションの管理の適正化に関する指針の作成に当たり、専門的観点から意見の表明及び交換を行う。

(構成)

第 3 条 検討会は、別表に掲げる者により構成する。

- 2 委員の任期は、令和 2 年 3 月 31 日までとする。
- 3 検討会に座長及び座長代理を置く。
- 4 座長は委員の互選により、座長代理は座長の指名により定める。
- 5 座長は、会議を主宰し、会務を総理する。
- 6 座長代理は、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議の招集等)

第 4 条 検討会は、座長が招集する。

- 2 委員がやむを得ない事由により欠席する場合、その委員がその所属する団体の中から代理人を定め、あらかじめ座長の承認を得た上で、その者を代理人として出席させることができる。
- 3 座長は、専門の事項を調査するため必要があるときは、検討会に専門委員を置くことができる。
- 4 専門委員の任期は、専門事項の調査審議に必要な期間とする。
- 5 座長は、必要に応じて検討会に有識者、業界関係者、関係職員等の出席を求め、意見を聴くことができる。

(検討会の公開)

第 5 条 検討会の会議は、原則として非公開とし、議事については議事概要を公開するものとする。

(庶務)

第 6 条 検討会の庶務は、東京都住宅政策本部住宅企画部マンション課において処理する。

(その他)

第 7 条 この要綱で定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、別途座長が定める。

附則

この要綱は、決定の日から施行する。